別紙１

基本仕様書

１　件　名
令和９年度練馬区新規採用職員研修等実施委託

２　履行期間
令和９年４月１日（木）から令和９年 12 月 28 日（火）まで

３　履行場所
⑴　新規採用職員研修（前期）
練馬区職員研修所（練馬区豊玉北五丁目 27 番２号）２階研修室　他
⑵　新規採用職員研修（後期）およびチューター研修、チューターフォロー研修
練馬区役所（練馬区豊玉北六丁目 12 番１号）19 階会議室　他

４　委託事業の目的
⑴　新規採用職員研修（前期・後期）
令和９年度練馬区新規採用職員に対し、実践的かつ効果的な質の高い研修を実施することにより、社会人および自治体職員として求められる基礎的な能力や態度を養成し、もって区職員としての自覚および心構えを形成することを目的とする。
⑵　チューター研修・チューターフォロー研修
新規採用職員育成担当者（チューター）に対し、研修を実施することにより、チューターとしての役割を理解するとともに、新規採用職員に対して適切な助言や指導を行うための知識やスキルを学ぶことを目的とする。

※　新規採用職員育成担当者（チューター）とは
チューターとは、課長、係長と連携して、新規採用職員に対し、仕事を行う上で必要な知識、技術の習得や、職場での適切な態度、行動、考えを身につけることができるよう、日々の業務を見守り、助言、指導する役割をもつ職員。原則として新規採用職員と同じ係の職員から、所属課長が選任する。任期は１年間。

５　委託する研修
⑴　令和９年度練馬区新規採用職員研修（前期）
⑵　令和９年度練馬区新規採用職員研修（後期）
⑶　令和９年度練馬区チューター研修
⑷　令和９年度練馬区チューターフォロー研修

６　委託する内容
⑴　研修の企画
委託する研修ごとに別紙２に示す内容に基づき研修内容を企画する。
なお、企画にあたっては、次の要件を満たす内容とすること。
ア　知識の詰め込みではなく、実際の現場で活用ができるよう実践的なトレーニングを取り入れること。
イ　研修生相互の連携を強化し、研修後も継続して人間関係を構築できるようグループワーク等の手法を取り入れること。
ウ　研修生が一方的に講義を受けるのではなく、主体的・能動的に研修に参加できるような手法を取り入れ研修を組み立てること。
⑵　教材の作成
研修実施にあたり必要なテキストほか教材を作成する。また、教材の原稿は研修予定日の１週間前までに区担当者へ電子データで提出する。
なお、教材は研修生がパソコンの画面上で閲覧することを原則とするが、紙で配布することが適切なものについては、練馬区が印刷して研修生へ配布する。
⑶　研修の実施
別紙２に示す内容に基づき研修を実施する。なお、当該研修の実施日および実施場所は、

練馬区および受託者双方の事情を踏まえ、協議により変更する場合がある。

⑷　研修結果の報告

各研修終了後１か月以内に研修実施報告書（講師から見た所感・今後の課題等について記載）を提出する。なお、報告書の様式については、事前に区の担当者と協議すること。

7　研修環境

⑴　新規採用職員研修（前期）

研修室および会議室の定員は 48 名で、マイクおよびプロジェクターが使用できる。また、区で講師控室を同建物内に用意する。

⑵　新規採用職員研修（後期）、チューター研修およびチューターフォロー研修

研修室および会議室の定員は 48 名で、プロジェクターが使用できるマイクについては使用できない。なお、講師控室が必要な場合は受託者が用意する。

8　研修に要する機材

研修で使用する機材のうち、マイク、ホワイトボード、プロジェクター（HDMI 端子のみ対応）、プロジェクター投影用スクリーンについては、練馬区が準備する。

講師用ノートパソコン（パワーポイントの使用可能）は受託者が準備すること。

また、その他の機材を持ち込む場合は、あらかじめ区担当者の了承を得ること。

なお、令和９年度練馬区新規採用職員研修（後期）、令和９年度練馬区チューターフォロー研修は会場の都合上、マイクの使用ができない。

9　契約金額

契約金額は、研修の企画・立案と実施にかかる経費、講師の宿泊費、交通費、昼食代金、消費税、その他を含めた一式の金額とする。

10　支払方法

委託料の支払いについては、検査終了後、受託者の適法な請求を受けてから 30 日以内に支払う。

11　その他

⑴　第三者が著作権を有する教材等については、事業者は自らの責任において研修の使用に支障がないようにその使用許諾を受けること。

⑵　本研修実施にあたり生じた成果物（研修実施報告書、研修中に作成された資料、研修生のアンケート等）については、練馬区の許可なく使用してはならない。また、著作権に該当するか否かにかかわらず、練馬区は当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができるものとする。

⑶　受託者は、本契約の履行により、業務上直接または間接に知りえた個人情報を含む機密情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

⑷　本仕様書に定めのない事項については、練馬区と受託者で協議の上、別途に決定する。